

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年3月31日
	(第1回)
目標年度	令和 12 年度
市町村名 (市町村コード)	多治見市 204
地域名 (地域内農業集落名)	南姫 (国京・大藪・大針)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	57 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	57 ha
② 田の面積	55 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

多治見市北部に位置する南姫地区は、木曽川へ流れる姫川流域に属し可見市と接していて、姫川沿いの姫町・大藪町・大針町に農振農用地が広がっているが、一部、姫町北部(国京)に飛び地で農振農用地が所在する。また、姫川に流れ込む迫間川や中川流域にも農地が広がり、域内農振農用地約57haの大半が水田として利用されている。 地元農業者をはじめ、地域外の認定農業者や認定新規就農者も当地区で稲作を行っている。その他、露地野菜の栽培や認定農業者によるトマトの施設園芸栽培も行われている。 南姫地区は、市内他地区に比べ多くの農業者が耕作を行っているものの、他地区同様に農業者の高齢化が進行、農業機械の更新や相続を契機に農作業ができなくなることが予想される。 また、個人農業者としての農業経営にも限界があるため、持続可能な農業経営を考慮した営農組織の設立も望まれている。 そのほか、スマート農業による農作業の効率化やそのための圃場改良、老朽化する水路・堰等水利施設の改修・維持管理も今後の課題であり、畦畔除草の人員確保や体制維持の検討、イノシシ等の鳥獣害対策も進める必要がある。そのため、多面的機能支払交付金等を活用した農地保全、農業再生協議会を通じた鳥獣害防止総合対策事業を活用したワイヤーメッシュ柵の設置を進めていく。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

米の高温耐性品種の導入、酒造好適米の栽培、飼料米・WCS用稲の栽培を通じた耕畜連携等、水田を活用した様々な取り組み行う。 また、スマート農業の導入、さらには6次産業商品の開発、持続可能な農業経営のための営農組織の検討なども行う。
--

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農振農用地の有効活用を基本とする。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	34	%	将来の目標とする集積率 34 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
未利用の農振農用地の減少を目指す。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	
「農業を担う者」に農地を集積・集約することを基本とする。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	
「農業を担う者」に農地を集積・集約することを基本とし、継続して農地中間管理機構(農地バンク)を活用する。	
(3)基盤整備事業への取組	
農作業の効率化を図るためには、必要に応じて畦畔修繕・除去などを検討する。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
継続して「農業を担う者」の確保・育成に取り組む。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組	
必要に応じて委託サービスを活用する。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	
【選択した上記の取組内容】				
①農業再生協議会による鳥獣害防止総合対策事業等を活用した防護柵を設置するなど獣害対策を進める。				
②③⑧コスト削減に努め、機械導入や施設改良などにより作業効率を高める。従事者の負担軽減を図る。				
⑦新たな担い手確保のため、農地の保全管理に努める。				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			6年後 (目標年度:令和12年度)				
		経営作物等	経営面積	作業受託面積	経営作物等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	トマト	0.461 ha	ha	トマト	0.461 ha	ha		
認農	B	米	2.667 ha	ha	米	2.667 ha	ha		
認就	C	米	2.841 ha	ha	米	2.841 ha	ha		
利用者	D	米	3.906 ha	ha	米	3.906 ha	ha		
利用者	E	米	2.007 ha	ha	米	2.007 ha	ha		
利用者	F	米	1.733 ha	ha	米	1.733 ha	ha		
利用者	G	米	0.542 ha	ha	米	0.542 ha	ha		
利用者	H	米	0.570 ha	ha	米	0.570 ha	ha		
利用者	I	米	0.844 ha	ha	米	0.844 ha	ha		
利用者	J	米	0.280 ha	ha	米	0.280 ha	ha		
利用者	K	米	1.721 ha	ha	米	1.721 ha	ha		
利用者	L	米	0.861 ha	ha	米	0.861 ha	ha		
利用者	M	米	1.057 ha	ha	米	1.057 ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	13経営体		19.49 ha	0 ha		19.49 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。